

国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

令和 2 年 8 月 2 8 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 我が国は、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に晒されており、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっている。このため、平成 30 年 12 月、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）を見直すとともに、3 か年で集中的に実施すべきハード・ソフト対策を「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）（以下「3 か年緊急対策」という。）として取りまとめ、中長期的・短期的取組の両面で、その歩みを加速化・深化させることとした。
- 特に近年は、昨年の令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風や本年の令和 2 年 7 月豪雨により甚大な被害が発生しているが、今後も激甚化する水害、さらには首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震がいつどこで起こってもおかしくない状況である。また、コロナ禍においても自然災害への対応を適切に実施できる強靱な国土をつくり上げていくことが重要である。新たな段階に入った国土強靱化の取組を円滑かつ着実に推進するためには、基本計画や 3 か年緊急対策を踏まえて当該年度に実施すべき主要施策を明示するとともに、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るという PDCA サイクルを更に充実させることが必要であり、こうした観点で国土強靱化年次計画 2020（令和 2 年 6 月 18 日国土強靱化推進本部決定）（以下「年次計画 2020」という。）を決定した。関係各府省庁においては、基本計画や年次計画 2020 に定める施策の推進方針に則り、各施策の目標が着実に達成されるよう、3 か年緊急対策をはじめとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。また、3 か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的 KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組むため、基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めていくことが必要である。

- 一方、国土強靱化をさらに推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和2年8月1日現在、47都道府県及び562市区町村が策定済み、985市区町村が策定中である。引き続き、国土強靱化のさらなる推進に向け、市区町村における地域計画の速やかな策定及び国土強靱化の取組を促していくことが重要である。
- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組を促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に強力に進めていく必要がある。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画2020に定められた施策を着実に推進する。

- (1) 地域計画の策定・地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組支援）
- 地域計画は、基本計画との調和が必要であり、また、その中で国の施策等を位置づける場合もあることから、関係府省庁（出先機関を含む）は、その策定に当たり、地方公共団体等に対して十分連携・協力を行う。
 - 関係府省庁は、地方公共団体が作成した地域計画に基づく施策については、令和2年度予算の46の交付金等の交付に当たり、「重点化」及び「一定程度配慮」を行うなどの支援を行う。
 - 更に、令和3年度は、地域計画に基づき又は明記し地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、当該年度の採択、予算配分において、令和2年度と同様の枠組みで「重点化」の支援をするとともに、「重点化」及び「一定程度配慮」支援対象の追加を検討することにより、地域計画の策定及び地域の国土強靱化の取組を一層促進

するものとする。

なお、地域計画の「要件化」については、市区町村の策定状況も踏まえた上で引き続き検討を行う。

- 「見える化」については、地域計画の策定状況に応じた地方公共団体等の取組に対する、各府省庁による「重点化」の状況について、令和3年度予算措置の実績（予算額等）を、内閣官房において取りまとめ・公表する。
- 前記について、内閣官房及び各府省庁において、令和3年度予算の概算要求時までを目途に、地方公共団体に周知し、地域計画の早期策定及びそれに基づく取組を促す。

（2）民間取組の促進

- 関係省庁は、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進める。また、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。加えて、民間企業等の事業継続の取組を一層促進する。

（3）3か年緊急対策の着実な実施

- 年次計画 2020 において、令和2年度に最終年度を迎える3か年緊急対策のフォローアップを行った結果、当初、全体でおおむね7兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、実施に当たって行われた現地状況の詳細確認等の精査の結果、現時点では約6.8兆円の事業規模となることを確認した。3年目となる令和2年度までにこうした事業規模を確保することとしており、おおむね順調に進捗していることを確認した。また、160項目の緊急対策の進捗状況について確認したところ、令和2年度末までに所定の目標を達成する予定の緊急対策は152項目となり、全体としては、おおむね施策目標の達成が見込まれることを確認した。
- 関係府省庁は、しっかり進捗管理を行い、確保された予算を着実に執行するなどして、160項目の緊急対策ごとに設定された目標の達成を確実なものとする。特に令和3年度以降に目標を達成する予定の8項目の緊急対策については、関係府省庁において速やかな目標達成に努める。また、緊急対策をはじめ国土強靱化の取組が効果を発揮した事例について把握し、わかりやすく取りまとめ、HP等において公表するなど、積極的な周知に努める。

3. 令和3年度予算の概算要求等について

- 国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）（以下「骨太の方針 2020」という。）（別紙1）において、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であるため、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するとされている。また、3か年緊急対策の実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るとともに、3か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的 KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組むため、基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、対策を進めるとされている。
- このため、関係府省庁は、骨太の方針 2020 に基づき、近年の自然災害の課題や令和2年度までの取組の実施状況を踏まえ、中長期的視点に立って計画的に取り組むこととし、具体的 KPI（数値）目標について、令和3年度予算の編成過程で検討する。
- また、関係府省庁は、基本計画及び年次計画 2020 に則るとともに、2. も踏まえ、「重点化すべき 15 のプログラム」（別紙2）を中心として、メリハリをつけた令和3年度概算要求および税制改正要望等を行う。また、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」についても、重点化プログラムと適切に連携するよう要求する。なお、要求に当たっては、ハード・ソフト一体となった取組、非常時のみならず平常時にも有効に活用される取組にも留意する。
- 内閣官房は、9月末を目途に、重点化すべき 15 のプログラムを中心として関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)(抜粋)

第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略

(4) 消費など国内需要の喚起

(略)

インフラ・物流分野等におけるデジタル化・スマート化を加速するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」後も中長期的視点に立って具体的 K P I (数値) 目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。

2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応

激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務である。このため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

(略)

2020 年度までの「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。3 か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的 K P I (数値) 目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。緊急防災・減災事業債等についても、地方自治体の取組状況等を踏まえ、適切に検討を行う。(略)

重点化すべき15のプログラム

	重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-8	食料等の安定供給の停滞
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃